⑽　ＬＩＭＣ

ＬＩＭＣは、ＵＰＡ２から出力されたＡ２Ｔを入力して次に示す計算によりＡ２Ｐを出力し、これをＴＲＩＧＢ＃22及びトーン・変化点検出器に入力する。

Ａ２ＵＬ＝12288

Ａ２ＬＬ＝53248

Ａ２Ｐ＝｛Ａ２ＬＬ：32768≦Ａ２Ｔ≦Ａ２ＬＬのとき／Ａ２ＵＬ：Ａ２ＵＬ≦Ａ２Ｔ≦32767のとき／Ａ２Ｔ　：その他のとき｝

⑾　ＴＲＩＧＢ＃22

ＴＲＩＧＢ＃22は、⑶において、「ＵＰＢ＃１」を「ＬＩＭＣ」に、「Ｂ１Ｐ」を「Ａ２Ｐ」に、「Ｂ１Ｒ」を「Ａ２Ｒ」に、及び「ＤＥＬＡＹ＃11」を「ＤＥＬＡＹ＃52」にそれぞれ読み替えたものと同等の機能を有する。

⑿　ＤＥＬＡＹ＃52

７の⑸に示すＤＥＬＡＹ＃１と同等の機能を有する。

⒀　ＦＭＵＬＴ＃22

ＦＭＵＬＴ＃22は、⑸において、「ＤＥＬＡＹ＃21」を「ＤＥＬＡＹ＃42」に、「ＤＱ１」を「ＳＲ２」に、「ＤＥＬＡＹ＃11」を「ＤＥＬＡＹ＃52」に、「Ｂ１」を「Ａ２」に、及び「ＷＢ１」を「ＷＡ２」にそれぞれ読み替えたものと同等の機能を有する。

⒁　ＡＣＣＵＭ

ＡＣＣＵＭは、ＦＭＵＬＴ＃21から出力されたＷＡ１、ＦＭＵＬＴ＃22から出力されたＷＡ２、ＦＭＵＬＴ＃11から出力されたＷＢ１、ＦＭＵＬＴ＃12から出力されたＷＢ２、ＦＭＵＬＴ＃13から出力されたＷＢ３、ＦＭＵＬＴ＃14から出力されたＷＢ４、ＦＭＵＬＴ＃15から出力されたＷＢ５及びＦＭＵＬＴ＃16から出力されたＷＢ６を入力して次に示す計算によりＳＥ及びＳＥＺを出力し、ＳＥを再生信号計算器及び差分信号計算器に、ＳＥＺをＡＤＤＣにそれぞれ入力する。

ＳＥＺＩ＝（（（（（（（（ＷＢ１＋ＷＢ２）＆65535）＋ＷＢ３）＆65535）＋ＷＢ４）＆65535）＋ＷＢ５）＆65535）＋ＷＢ６）＆65535

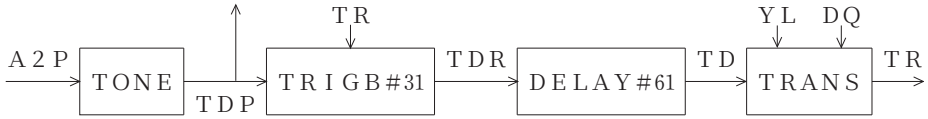
ＳＥＩ＝（（（ＳＥＺＩ＋ＷＡ２）＆65535）＋ＷＡ１）＆65535

ＳＥＺ＝ＳＥＺＩ＞＞１

ＳＥ＝ＳＥＩ＞＞１

11　トーン・変化点検出器

トーン・変化点検出器は、次の図に示す回路から構成され、適応予測器から出力されたＡ２Ｐ、逆適応量子化器から出力されたＤＱ、量子化スケールファクタ適応器から出力されたＹＬを入力して次に示す計算によりＴＲ及びＴＤＰを出力し、これらを適応速度制御器に入力する。



⑴　ＴＯＮＥ

ＴＯＮＥは、適応予測器から出力されたＡ２Ｐを入力して次に示す計算によりＴＤＰを出力し、これをＴＲＩＧＢ＃31及び適応速度制御器に入力する。

ＴＤＰ＝｛１：32768≦Ａ２ＰかつＡ２Ｐ＜53760のとき／０：その他のとき｝

⑵　ＴＲＩＧＢ＃31

ＴＲＩＧＢ＃31は、10の⑶において、「ＵＰＢ＃１」を「ＴＯＮＥ」に、「Ｂ１Ｐ」を「ＴＤＰ」に、「Ｂ１Ｒ」を「ＴＤＲ」に、及び「ＤＥＬＡＹ＃11」を「ＤＥＬＡＹ＃61」にそれぞれ読み替えたものと同等の機能を有する。

⑶　ＤＥＬＡＹ＃61

７の⑸に示すＤＥＬＡＹ＃１と同等の機能を有する。

⑷　ＴＲＡＮＳ

ＴＲＡＮＳは、ＤＥＬＡＹ＃61から出力されたＴＤ、量子化スケールファクタ適応器から出力されたＹＬ及び逆適応量子化器から出力されたＤＱを入力して次に示す計算によりＴＲを出力し、これを適応速度制御器に入力する。

ＤＱＭＡＧ＝ＤＱ＆16383

ＹＬＩＮＴ＝ＹＬ＞＞15

ＹＬＦＲＡＣ＝（ＹＬ＞＞10）＆31

ＴＨＲ１＝（32＋ＹＬＦＲＡＣ）＜＜ＹＬＩＮＴ

ＴＨＲ２＝｛31＜＜９：ＹＬＩＮＴ＞８のとき／ＴＨＲ１：その他のとき｝

ＤＱＴＨＲ＝（ＴＨＲ２＋（ＴＨＲ２＞＞１））＞＞１

ＴＲ＝｛１：ＤＱＭＡＧ＞＞ＤＱＴＨＲからＴＤ＝１のとき／０：その他のとき｝

○総務省告示第三百九号

超短波デジタル多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）第三条及び第四条第一号（いずれも超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十年郵政省告示第三百九十八号（データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

平成二十三年総務省告示第三百十号（データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件）の規定は、超短波デジタル多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）第三条及び第四条第一号の規定に基づくデータ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御について準用する。この場合において、別図第五号注４中「テレビジョンの放送局等」とあるのは「超短波放送の多重フレーム行列のフレーム（超短波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第86号）第11条に規定するフレームをいう。）」と、「放送局を指定」とあるのは「フレームを指定」と、同図注５中「チャネル番号」とあるのは「中継器のチャネル番号」と、同図注11の表中

「

本体放送（注１）	0111	0000	標準テレビジョン放送

」とあるのは

「

本体放送（注１）	0111	0010	超短波放送

」と、同注（注１）イ(ｱ)中「ｂ６：映像」とあるのは「ｂ６：“０”」と、「ｂ５：標準テレビジョン文字多重放送（字幕）」とあるのは「ｂ５：“０”」と読み替えるものとする。

○総務省告示第三百十号

標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十三号）第十二条及び第十三条（いずれも第十八条で準用する場合及び標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号。以下「標準テレビジョン放送送信の標準方式」という。）第十二条において準用する場合を含む。）、第二十二条（標準テレビジョン放送送信の標準方式第二十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第一号（第九条第一項において準用する場合及び標準テレビジョン放送の標準方式第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十年郵政省告示第四百九号（データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博